

◆介護職員等処遇改善加算

○介護職員の処遇改善について

令和6年介護報酬改定に伴い、介護職員等の更なる処遇改善として、現行の処遇改善制度に代わり6月より「介護職員処遇改善加算」の一本化、新制度も始まる予定です。また、当法人においても現行の処遇改善加算の算定を行っております。

当該加算算定においては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算(以下、処遇改善加算)の(Ⅰ)～(Ⅲ)までを取得していること。
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
3. 処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

「見える化」要件とは、特定処遇加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービス情報公表制度や当法人ホームページを活用して公表することです。この要件に基づいた当法人の取組みは以下の通りです。

◆介護職員等処遇改善加算の取得状況

現行加算(Ⅰ)を算定した上で、以下の加算を取得しています。

グループホーム佐伯・楽々苑 … 特定加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算
 小規模多機能型居宅介護施設佐伯・楽々苑 … 特定加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算

◆賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容

入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	グループ法人の会議を行い周知。法人内の介護保険事業所と連携し、採用活動や人事異動、研修を実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得に向けての勉強会の開催、シフトの調整を行い資格取得に向けての支援 各種研修の案内をし、研修の受講の支援
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	非正規職員から正規職員への転換の奨励 職員の状況を確認し必要に応じたシフト対応 や配置転換などの整備
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故対応マニュアルの作成やケア会議時に事故についての振り返り経過観察
生産性向上のための業務改善の取組	5s活動(業務管理の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	5s活動の唱和、日々の業務の中の確認作業として行い、職員間で働きやすい環境に努める
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	朝礼・夕礼実施により情報共有を図る 毎月ケア会議にて気づきの溶融

令和6年4月現在